

清 掃 業 務

別紙 1

1 業務内容

業務は、毎日清掃業務、定期清掃業務、年次清掃業務及び付帯業務とし、その内容は次の通りとする。また、場所、頻度については、別表 3 のとおりとする。

(1) 毎日清掃・定期清掃業務

床の除塵、吸塵（畳、カーペットにおいては、シミ抜きを含む）等の清掃を主とし、適宜壁面、ドア、窓枠、手すり、便器、洗面器、備品等の清掃、及びゴミ箱等の清掃処理を行う。

(2) 年次清掃業務

① 床洗いワックス仕上げ

塩ビ床、ピータイル等の部分については、床洗浄後に樹脂ワックスがけを行う。磁器質タイル等については、その性質・場所に応じて毎日清掃・定期清掃で除去できない汚れの洗浄を行う。

② カーペットクリーニング

カーペットクリーニングは、敷いたままで専用のクリーニング機器を用いて行う。

③ 窓ガラス拭き

全館の窓を対象とし、拭き掃除を行う。

(3) 付帯業務

生ゴミ等を指定した場所に搬出する。

2 業務要領

(1) 毎日・定期清掃業務

- ① 塩ビ床、ピータイル、木床については、特殊モップまたはよく絞ったモップ等で除塵を行う。
- ② 畳、カーペット部分については、電気掃除機により吸塵を行う。また、シミが生じている場合は、即時洗剤等により取り除く。
- ③ 磁器タイルについては、その性質・場所に応じてモップまたは掃除機による除塵、吸塵を行う。
- ④ 壁面、ドア、窓枠、手すり、備品等については、拭き掃除を行い、汚れの状況により洗剤等を使用する。
- ⑤ 便器・洗面器については、専用の掃除具を用いて行い、汚れのひどい部分には、洗剤等を使用する。また、つまり等が生じた場合は即時除去を行う。
- ⑥ トイレ、洗面所の衛生消耗品（トイレットペーパー、石鹼水等）の補充を行う。
- ⑦ ゴミ箱等は、不快感を与えないよう適宜清掃処理を行う。

(2) 年次清掃業務

- ① 床ワックスがけは、床の除塵・洗浄を行い、乾燥後に樹脂ワックスをむらなく塗布し乾燥させ、ポリッシャー等で十分に表面を磨き、艶を出す。また、床表面が著しく汚れている場合は、必要に応じ被膜剥離を行った後にワックスがけを行う。
- ② 床ワックスがけを実施するにあたっては、事前に実施日・備品類の移動等について打ち合わせを行う。
- ③ カーペットクリーニングは、最も適切なクリーニング方法を選択し、専用のクリーニン

グ機械・洗剤を使用して行う。また、汚れのひどい場所やシミのついた場所は、適応した洗剤を使用して除去する。

- ④ カーペットクリーニングを実施するにあたっては、事前に実施日・備品類の移動等について打ち合わせを行う。
- ⑤ 窓ガラス拭きは、水拭きを行った後ウィンドウスクイージー等で汚れを取り除く。また、汚れのひどいところは、ガラス用洗剤を使用する。

(3) 付帯業務

生ごみ等の貯留状況を確認の上、概ね週3回程度適正に処分すること。

3 注意事項

- (1) 清掃作業員は、業務の実施に支障の無いように配置すること。
- (2) 清掃作業中は、館内の環境を損なわないよう留意すること。
- (3) 清掃は、清掃場所に応じた適切な時間帯に行うこと。
- (4) 廊下等で利用時間中に清掃、ワックスがけを行う場合は、「清掃中」の表示板等を掲示すること。
- (5) 清掃作業中は、衛生及び火気には充分注意すること。
- (6) 清掃用具は、トイレと一般とを区別すること。
- (7) 清掃作業員は、統一された（男女は別でもよい）清潔な作業衣を着用し、言葉遣いにも注意し、来館者等に不快感を与えないよう留意すること。

4 報告事項

清掃業務については、年間実施計画表を作成し、日誌等により作業を管理すること。